

巨大カジノで経済成長!?

～カジノ解禁による「経済効果」とギャンブル依存症問題～

日本で刑罰をもって禁じられてきた民間賭博であるカジノを解禁する法律が、多くの反対世論を押し切って成立しました。公営ギャンブルでは認められていない、カジノ事業者がカジノ資金を客に直接貸し付けることを認める内容が含まれ、ギャンブル依存症対策にかかわる重要な部分が今後定められる規則等に先送りされるなど、依存症対策には大きな不安があります。

カジノで日本は経済成長できるのでしょうか？カジノで経済成長をめざすことはそもそも正しいのでしょうか？宮崎県も、他人事ではありません。

カジノに賛成の方も反対の方も、ご一緒に考えてみませんか。

予約不要・入場無料



●基調報告 宮崎県弁護士会会員

●基調講演

「巨大カジノで日本経済はほんとうによくなるのか？地域経済は？」

講師 鳥畑与一氏(静岡大学人文社会科学部経済学科教授)

プロフィール 1958年石川県生まれ。大阪市立大学大学院経営学研究科後期博士課程修了。専門は国際金融論。著書に『略奪的金融の暴走』(2009年学習の友社)、『カジノ幻想』(2015年ベスト新書)など。

●パネルディスカッション

パネリスト 鳥畑与一氏(講師)

片平久美氏(宮崎県精神保健福祉センター専門主幹・保健師)

後藤好成氏(「シーガイア支援基金」返還請求住民訴訟弁護団)



※駐車場はありません。近くの有料駐車場をご利用下さい。

2018年 **12月15日(土)**
13時30分～16時30分予定(13時開場)
宮日ホール(宮日会館11階)

主催：宮崎県弁護士会 / 共催：日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会

お問合せ 宮崎県弁護士会 ☎ (0985) 22-2466

私はカジノには行かないので、
関係ないですよね？

ギャンブル依存症対策が進むからよいのではないのでしょうか？

カジノで依存症になってしまっても
自己責任ではありませんか？

世界最高水準のカジノ規制があれば、
心配いらぬのではないのでしょうか？

カジノはIRのごく一部ですよね？

IRを誘致することで、地元の雇用や
消費が拡大するのではないですか？

カジノは富裕層を対象にするものだから
問題ないんじゃないですか？

カジノで観光客が増えるのでは？

—本当にそうでしょうか？？・・・続きは会場で。

会長声明を発表しました。



特定複合観光施設区域整備法案(いわゆる「カジノ解禁実施法案」)の強行採決に強く抗議する会長声明

本年7月20日、参議院本会議において、特定複合観光施設区域整備法案(いわゆる「カジノ解禁実施法案」)が強行採決され、成立した。

本法案は、審議の過程において、訪日観光客の増加という立法目的にもかかわらず日本人をカジノの主なターゲットにするものであることが明らかになり、しかもカジノへの入り浸りともいべき入場を許し、更に既存の公営ギャンブルには認められていないカジノ事業者がカジノ利用者に対しカジノの資金を直接無制限に貸し付けることを許す「特定資金貸付業務」を認めるなど、ギャンブル依存症をいっそう増加させるおそれが極めて大きいことが明らかになった。当会は、本年5月11日付け及び6月26日付けの会長声明においてこれらの問題点を具体的に指摘し、重ねて廃案を求めてきた。

それにもかかわらず、これらの問題点が何ら解消されることなく、300を超える項目が今後定められる政省令やカジノ管理委員会規則に先送りされ、約7割にのぼる国民の反対世論と野党の反対を押し切って参議院本会議でも採決が強行されたことに、当会は強く抗議する。

本年7月6日には、ギャンブル依存症対策を総合的に策定し実施する国の責務を定めたギャンブル等依存症対策基本法が参議院本会議で可決成立したばかりである。その矢先に、日本で刑罰をもって禁止されてきた民間賭博たるカジノを安易に解禁してギャンブル依存症発生のリスクを高めることは、全く整合性がとれない。これでは、ギャンブル等依存症対策基本法は、カジノ導入のための露払いとして形だけ整えられたものであるとの非難を免れない。

そもそも、成立したギャンブル等依存症対策基本法も、例えば国及び地方公共団体がギャンブル等関連事業者の広告等について依存症予防のために必要な施策を講ずべきことを定めつつ、これについてわざわざ「関係事業者の自主的な取組を尊重」することをうたうなど、その実効性には疑問がある。運用如何によっては依存症対策が不十分なものとなる恐れもあることから、今後の具体的施策の内容を注視する必要がある。

当会は引き続き、国に対し、国が責任をもって、包括的で実効性あるギャンブル依存症対策を早急に具体化することを求めるとともに、ギャンブル依存症に苦しむ人をいっそう増加させる恐れが極めて高いカジノ解禁実施法の廃止を求め、取り組みを続ける所存である。

2018年(平成30年)7月23日 宮崎県弁護士会 会長 山崎真一郎